

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和2年度新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

写

専決第7号

処 分 書

令和2年度 新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について

令和2年度新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度 新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		1,614	67,500	69,114
	1. 繰越金	1,614	67,500	69,114
歳入合計		4,887	67,500	72,387

千円

歳入歳出予算補正 (歳入)

